

# イスラーム帝国における手形、 小切手について

岡 崎 正 孝

イスラーム帝国に流通した信用証書をあらわす語にスフタジャ、サック、ルクアなどがあるが、それらが何であるかは、いまだわかっていない。ここでは、それらが如何なる経済的機能を有し、如何に操作されたかを、若干の資料より考察し、諸賢の御批判をあおぎたいと思う。なお、これら手形、小切手の流通を可能ならしめた当時の経済的基盤、手形の存在を可能とする前提条件などについては、東洋史研究に発表の予定である“イスラーム帝国における前期的資本家の一側面”のなかに述べる予定なので、ここでは割愛する。

## 1. ルクア (ruq'ah)

まずルクアより検討をはじめよう。アッ・タヌーヒー (At-Tanūhī) の Nišwāru l-muhādarah (Table-Talk of a Mesopotamian Judge, being the First Part of the Nishwar al-Muhadara [メソポタミア法官の茶話], edited by D. S. Margoliouth, 1921—以下、単に Tan. と略記) に、バグダードにおけるある歌手の逸話がある。彼はナーシル・アッ・ダウラーのもとで歌ったのち、受けとった報酬をめぐって、つぎのようなことばを伝えている(“私”というのはその歌手じしんである)：

“あなたは私の歌に御満足なされたでしょう。しかし、私は何に満足すればよいのでしょうか、と言った。すると、彼は奴隸に矢立をもってこさせ、私のためにルクアを書いてくれた。それは500ディーナール〔支払うこと〕をサッラーフに命じたものであった。” (Tan. p. 203, ll. 13—15)

歌手は報酬として500ディーナール (dīnār) のルクアを受取ったのである。ルクアについての記述は他にも多いが、これと同種であり、すべてサッラーフ (ṣarrāf) に対する支払委託証券であることを示している。

さらにこの資料のつづきに

“それから私はアウン街(バグダードの金融街)に、そのサッラーフをたずね、彼にル

イスラーム帝国における手形、小切手について

クアを差し出した。すると彼は、あなたはこの〔ルクアの〕なかに書かれている人ですか、とたずねた。私が、そうだ、と答えると、彼は、私たちはこの仕事を金儲けのためにしているのだということを御存じでしょうね、と言った。私が、もちろん承知しています、と答えると、彼は、このような場合には1ディーナールにつき1ディルハムいただくことになっているのです、と言った。”(Tan. p. 204, ll. 4—8) という記述がある。これによると、ルクアを受取った歌手はサッラーフのもとで、1ディーナールにつき1ディルハム (dirham), すなわち 5~6% の手数料を払ってこれを換金したようである(11世紀頃の、ディルハムとディーナールの交換価値は 20~25:1 であった)。

さて、以上のことからルクアについてまとめてみると、振出人が債務者で支払のために使用し、受取人が支払人の所へ持ちこめば、即刻正金化されるサッラーフ宛への支払委託証券——それがルクアであるということになる。そして、これは今日の小切手と同じ経済的機能を有していたものといえる。

さて、ナーセレ・ホスロウ (Nāṣir i Ḥosrow. 1003—1061) がメッカ巡礼のときに著わしたサファル・ナーメ (Safar-nāmah “旅行記” — Sefer Nāmeḥ. Relation du voyage en Syrie, en Palestine, en Egypte, en Arabie et en Perse, pendant les années de l’Hégire 437—444 [1035—1042]. Publ., trad. et ann. par C. Schefer, Paris 1881, p. 85, 1.25— p. 86, l. 4) に

“ここ〔バスラ〕の商業の状態は次のようである。人びとはサッラーフに貴重品をあげ、サッラーフからハット (ḥaṭṭ) を受取る。そして、すべての取引はサッラーフ宛へのハワレ (ḥawālah) でなされる。私がこの町に滞在中、ハッテ・サッラーフ (ḥaṭṭ i ṣarrāf) 以外は使われなかった。”<sup>1)</sup>

という記事がある。これによると、このハッテ・サッラーフは自己の預金に対して振出されたサッラーフ宛への支払委託証券であり、小切手にほかならない。すなわち、前記ルクアと同一の機能を果たしたものと考えられる。

では、一方ではルクアという表現をとり、他方ではハッテ・サッラーフと呼んでいるのは何故か。バグダードとバスラという場所の異なることによるのか。サファル・ナーメの記述をいま一度注意して読みかえてみると、この小切手をハワレとよんだり、ハッテ・サッラーフとしたりして、用語法に統一のないことがわかる。さらに、そのハワレはハットとともに、商業面のみならず、広く文書一般をさすものであるから、ḥaṭṭ i ṣarrāf は“サッラーフに宛てて書かれたもの”<sup>2)</sup> ということを示すことばにす

ぎず、特定の商習慣を示すことばとは思われない。そうすると、ここのハッテ・サッラーフはルクアのことであったと、私は思うのである。

## 2. サック (ṣakk)

ṣakk ということばはペルシア語 *śāh* より由来し、これが西洋に入って *cheque* になったといわれている。さて、サックについてであるが、それが公用に振り出された場合と、私用に用いられたときとは、いささかその性格を異にしていたように思われるが、まずこれが公用に使われた例よりみていこう。

サックが公用に使用された例は非常に多く、それらの若干の例を列挙すると、

- ① “キハツ油と芦むしろ購入のために使われた9ディルハムのジャフバズ (*ḡahbaz*) 宛へのサック” (キハツ油、芦むしろはともに公用のため購入されたもの。——*Ibn Miskawaihi: Al-Qismu l-āḥiru min kitābi Taḡārubi l-umam*, 3 vols., ed. by Leone Caetani, Leiden~London, 1909, 1913, 1917 [以下単に *Misk.* と略記], II, 80)
- ② “*Baridi* は *Ibn Abi s-Salasil* に架空の支出をさせ、その支払のためにジャフバズの管理下にある金額のサックを書くように命じた。” (両者とも官吏——*Misk.* I, 158)
- ③ “サックは軍人の給料支払のために使われる。” (*Ḥwārazmī: Mafātīḥu l-'ulūm* [知識の館], edited by van Vloten, Leiden 1815, p, 38)
- ④ “あるトルコ人の将校が軍事庁に入って来て、書記にサックを書くように命じた。” (*Misk.* III, 46)

これらよりサックなるものは、振出人は政庁の官吏 (②④)、支払人はジャフバズ (①②) で、それはジャフバズのもとにある政庁の預金に対して振り出されたものであり (②)、給料をはじめ政庁の種々の支出のために (①③) 使用されたものであるということがいえよう。すなわち、ある種の預金に対して振り出され、支払手段として機能したという点では、前に述べたルクアと同じく、小切手と考えてよい。

つぎに、私用に使われたサックであるが、*Ibn Ḥauqal* の *Maḡrib* 地方 *Sigilmāsah* の記述の中に、つぎのような記載がみられる。それは二箇所であり、

- ① “私はアウダゴシュト (*Audaḡušt*) でサックを見た。その中には、「セジェルマーサ出身の在アウダゴシュト商人に対して、セジェルマーサのある人が 42,000 ディーナールの債務を負っている。」と書かれていた。” (*Ibn Ḥauqal [Ḥauqal]: Kitābu Ṣūrati l-arz*, edited by J. H. Kramers, Leiden 1938, II 99)
- ② “*Muḥammad b. Abi Sa'dūn* に対して支払わるべきサックを、私はアウダゴシ

イスラーム帝国における手形、小切手について

ユトでみた。そして、それには 42,000 ディーナールを公正な人が証明していた。”

(Ibn H̄auqal : op. cit. II 61)

この二つの記述を総合すると、サックについて次の事項を明らかにすることができよう。すなわち

- ① 振出人, Sigilmāsah の人 (債務者)。
- ② 受取人, Audagūšt の商人 Muḥammad b. Abi Sa'dūn (債権者)。
- ③ 額面, 42,000 ディーナール。
- ④ 公証人の証明のある公正証書。
- ⑤ 債務のある旨の記載がある。

ということである。この 42,000 ディーナールは非常に高額であり、おそらく商取引のさいに使われたものと考えられるが、それは公的に使われ小切手として機能したものと少し性質を異にするようである。すなわち、銀行あてへの支払委託証券ではなく、一種の約束手形の形式をとっているらしいのである (⑤)。他にこれと類する記述は現在みあたらず、これだけの資料よりこれに一定の概念規定を与えることはできない。

また、今一つ、サックが小切手なることを否定するような記述がある。それは先に挙げたアッ・タスーヒーのルクアについての資料の中に、ある身分の高い人が詩人にサックで払ったが、銀行はこれを引きうけなかった。そこで詩人はサラーフ宛へのルクアをもらい、それを銀行にもちこみ換金化したというのである。

もし、サックがルクアの如くに小切手 (預金に対して振り出される支払委託証券) であるなら、換金化されたはずである。このイブン・ハウカルの記述を信ずる限り、また、アッ・タスーヒーの記述を認める限り、ルクアとサックはその経済的機能を異にしていたと考えなくてはならない。しかし、前述の公用の支払に振り出されたサックは明らかに小切手を示すものである。

ここに、たがいに矛盾する資料が存するのであるが、このサックに関するかぎり、尚いままし資料を集めた上でなければ、結論的な断定はこれをくだしえない段階にある。

### 3. スフタジャ (suftaġah)

最後にスフタジャに言及しよう。H̄warazmī : Mafatīḥu l-'ulūm, ed. by van Vloten p. 62 にも、一応これが出ているが、それには「スフタジャは周知のごとし」と記されているにすぎず、それよりこれが如何なる経済的機能を有し、何に使われたかは、これを明らかにすることができない。また、このことは、その用法について詳述する必

要のないほど一般化していたということを意味するものであろう。では、スフタジャとは何か。

まず、その用途よりみていこう。これについては興味ある記述が二つ見い出される、すなわち、

- ① “フジールの *Ibnu l-Furāt* は *Fāris, Iṣfahān* 東方諸州より入って来たスフタジャをもって来た。” (Misk. I, 43)
- ② “(エジプト、シリアの監督官) *Salāmah* は 147,000 ディーナールのスフタジャをもって、バグダードに来了。” (Misk. I, 146)

であるが、これより、スフタジャが公金送付に使われたものであることが、明らかとなる。

その他、*'Abdu l-'Azizī d-Dūrī : Studies of the economic life of Mesopotamia in the 10th Century, Baghdad 1952, p. 174* は、夫の不在中に 200 ディーナールのスフタジャを夫より受けとった、或る婦人の話をアッ・タヌーヒーより引用している。

さらに、この外、旅行者が現金の代りにこれを利用した例もある。

また、*Ahwaz* の徴税人 *Ibn Abi Aral* が人の讒訴により身があやうくなった時の話をアッ・タヌーヒーは伝えているが、それによると、*'私 (Ibn Abi Aral) はその夜、ボロをまとい馬にのり、二人の召使いと案内人をつれ 500 ディーナールのスフタジャ以外、何ももたずに逃げ出した*” とある。(Tan. 104)

その他、*A. Mez : Die Renaissance des Islāms, Heidelberg 1922, p. 447* には *Masari' al-Ussāq* の資料が引用されているが、それによると、ある学者は 5,000 ディーナールとスフタジャ以外何ももたずにスペインに旅したとのことである。

すなわち、これらは今日の旅行者小切手(クーポン)の如くに使用された例を示すものである。

以上は公用、私用の送金手段として利用されたことの証左であるが、これが商取引のさいにも使用されなかったであろうか。

手形のもつ経済的機能より考え、それが商取引にも利用されたであろうことは推定できる。否、むしろ、商業上の必要性より自然発生し、それが手形の流通を可能ならしめた経済機構の中で他の分野にも利用されるようになったと考えるべきである。

私の調べた限りでは、商人間でスフタジャによる取引、負債相殺が行なわれたということをも具体的に物語る資料は見あたらない。しかし、次のアッ・タヌーヒーの記述は、それが商取引にも用いられたことを傍証してくれるものではないかと思う。すなわち、

イスラーム帝国における手形、小切手について

ジャバル (Ġabal) の町ディーナワル (Dinawar) の人がバグダードにいる従弟に遺産を残して死んだ時、故人の友人がその遺産を売却し、三分の一は現金で、残り三分の二はスフタジャでバグダードに送った話が出ている。

“私 (バグダードの人) はその三分の二をスフタジャで受取った。それは額面 700 ディーナール 40 日先渡しのもので、Karh (バグダードの一地区) の綿商人あてに振り出されたものであった。”(At-Tanūḥi: Al-Faraġu ba'di š-šidda, edited by M. az-Zuhri al-Ġamrāwī 1903-4 [以下Tan. al-Faraġ と略記] p. 234)

これはディーナワルで遺産処分の際、綿商人に債権を有するものが買い、その代金の決済を債務者たる綿商人に振替えさせたものと解釈すべきであろう。つまり、この場合のスフタジャは今日の為替手形の如くに機能していたと考えてよいと思う。

また、スフタジャという表現は使っていないが、Misk. II, 54 に次のような記述がある。

“Abū I-Qaṣimはその宝石代金を棗椰子商人あてに振り出されたハットでうけとり、その商人から支払をうけた。”

すなわち、カーシムから宝石を買ったものは、その代金支払を彼に債務を有する棗椰子商人に振替えさすために、ハットを使ったのである。同じく Misk. II, 138 に

“軍隊と従者に支給するための家具がとどいた時、彼 (シャルフッ・ダウラ Šarfū d-Daurah) はその費用の半分をオマーン (‘Omān) 宛に、残り半部分をマウシル (Mausil) 宛に振り出した。彼の振り出したハットが敵国の中でも引き受けられるということは、何という誇りであろうぞ。”

という記述がある。つまりシャルフッ・ダウラは負債をオマーン、マウシルの債権者に振り替えさすべくハットを振り出したのである。このハットは第三者に支払を振替えるための支払委託証券であり、今日の為替手形と同一の機能を有するものであり、また、先のディーナワルでの記述におけるスフタジャと同じ経済的機能をもつものである。

では、ハットとスフタジャの差如何ということになるが、ハットは先にあげたハッテ・サラーフの例にも見られるように、特定の意味をもつ商用語ではなく、ここでもハットはスフタジャというかわりに、漠然と使用されたにすぎないと思われる。

さて、以上よりスフタジャは、①公金をはじめ種々の送金のために供せられたもの、すなわち送金為替と、②第三者に対する支払委託証券、すなわち為替手形という、この二つの機能を果たしたものと言えるであろう。そしてこれは、ルクア、サック (小切手としてのサック) が同一地で振出、決済されたのと異なり、異地間に振り出されることを

原則としたために（時として同地間でも振り出されているが、これはイスラーム法では禁じられている）、即刻換金化されることはなく、一定の支払日がきまっていたようである。そのことは

“諸州から入って来て、まだ満期の来ていないスフタジャ” (As-Şābi'i: Tārīh Ustrati ʿs-Şābi'i, 81)

“40日先渡しのスフタジャ” (Tan. al-Faraġ, p. 234)

などという表現のあるところより、確証しうるものである。一定の支払日になるとジャフバズやサッラーフなどより支払を受けるのであるが、この場合に（これら金融業者と通じてこの送金為替の換金のとき）引換手数料をとっていたか否かは資料の裏付けがなく、何ともいえないが、ルクアの場合は先にみた如く1ディーナールにつき1ディルハムの手数料をとっているから、ルクアより一層面倒なスフタジャの場合にも、手数料をとっていたものと思われる。

次に、裏書譲渡のことであるが、W. J. Fischel は *Jews in the Economic and Political Life of Medieval Islam* (Royal Asiatic Society Monograph, XXII, London 1937, p. 17) の中で、この頃すでに裏書が行われていたと述べているが、果たして事実だろうか。しかし、裏書を示す資料はなく (W. J. Fischel も挙げていない)、また、一般的に中世の金融業者は手形取扱の手数料を獲得するために、手形の裏書を行わずに一々新しい手形を発行していたといわれ、ヨーロッパでは17世紀になってはじめて、裏書が行なわれるようになったといわれている。

もし、当時のイスラーム社会が17世紀のヨーロッパ社会の経済構造を有していたとするなら、この裏書流通の可能性もあるが、もしそうでなかったとしたら、この議論は論外とされよう。

---

さて、以上ルクア、サック、スフタジャなどイスラーム帝国に行われていた信用証書について卑見をのべたのであるが、これらは中世末期のイタリアなどに見られる信用証書に先行するものであることが知られるのである。現今の経済史では今日の手形、小切手はその直接の淵源を中世末期イタリアの商人が使った手形に求められるとしているが、この説は訂正さるべきものと思う。9~10世紀のイスラーム商人は地中海貿易を独占し、その商圏は地中海沿岸に及んだ。ここに当然イタリア商人との接触が考えられ、低い経済段階にあったイタリアがイスラーム商人より諸種の商習慣を学びとったものと思われる。勿論、イタリアのそれらがイスラームのものと同じものか否かはわからないが、

イスラーム帝国における手形、小切手について

少なくともイタリアに影響を与えたであろうということはいえよう。よって、手形の起源は今一つイスラーム社会にさかのぼって求められるべきものと思うのである。

#### 註

- 1) ここの“サッラーフ宛へのハワール”は *ān bar šarrāf ḥawālah* である。また *ḥatt i šarrāf* なる読みかたはペルシア語に従ったもので、それを“サッラーフに宛てて書かれたもの”とする解釈は、この“サッラーフ宛へのハワール”に依拠したもの。エザーフェを伴う構成位相に対するこの解釈については、H. Jensen : *Neupersische Grammatik*, Heidelberg 1931, § 308 参照。
- 2) この解釈については註1参照。